

東久留米市特別職の報酬等の適正額について（答申）（たたき台）

1 はじめに

明治以来形成されてきた中央集権型行政システムを地方分権型へと転換するため、機関委任事務制度の廃止と自治事務及び法定受託事務の創設等を定めた「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」が平成11年に公布された。このことにより地方公共団体の「自ら治める」責任の範囲が大幅に拡大し、首長等と地域住民の代表機関である地方議会の責任は、従来に比べて格段に重いものとなった。さらには、世界的に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症への対応、地震や地球温暖化が一因とされる異常気象が引き起こす自然災害への対応といった課題に対し、市民生活の安全と安心を保証するべく、その地位にある特別職は、こうした国内外の状況への的確な認識を持ち、激動の時代に処して誤ることのない施策の立案、執行が求められている。そして、その責任の真摯な自覚と、そこに立っての不断の努力、十全の職能の発揮とを何にも増して全市民は願い、期待しているところである。

令和3年12月15日に市長より「東久留米市特別職の報酬等の適正額について」諮問を受けた東久留米市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）は、このような認識、理解を前提として率直、真剣に公正な立場で慎重に審議を行った。

2 審議にあたって

報酬等の審議に際しては、別記の資料を主に活用し、東久留米市の財政状況、現在の社会経済情勢や市民意識、国の人事院勧告及び東京都人事委員会勧告の内容などを踏まえ、近隣自治体となる多摩26市及び、類似団体における報酬等の状況について比較等検証を行い、広範な角度からその適正額について検討が進められた。

3 これまでの経緯

東久留米市特別職の報酬等については、平成8年11月に設置された審議会で、「平成9年度は据え置き、平成10年度以降の改定とすべき」との答申がなされ、続く平成10年6月設置の審議会においては、「特別職の職責」「社会経済情勢」「本市の財政状況」「一般職職員の給与改定」「他自治体との均衡」等の視点から検討され、4.3%の引き上げが答申された。その後、平成15年10月設置の審議会においては、「他市との均衡」「特別職の職責」等を総合的に判断し、平成10年10月1日施行の報酬等の額を維持することを以て妥当とする答申がなされた。

4 審議の前提となる状況

- (1) 政府は、令和4年3月に発表した月例経済報告で、「景気は、持ち直しの動きが続いているものの、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中で、一部に弱さがみられる。」とし、先行きについて「感染対策に万全を期し、経済社会活動が正常化に向かう中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直し

ていくことが期待される。」としつつも、「ウクライナ情勢等による不透明感が見られる中で、原材料価格の上昇や金融資本市場の変動、供給面での制約等による下振れリスクに十分注意する必要がある。また感染症による影響を注視する必要がある」ことを加えている。

(2) 「令和4年度予算編成について」によれば、東久留米市の財政状況は、「令和2年度決算における経常収支比率は92.9%で、令和元年度に比べ0.8ポイント改善したが、これは、新型コロナウイルス感染症の影響で事業を中止・延期したことなど特殊な要因によるものであり、財政の硬直度は依然として高い状態にある。将来にわたり健全な財政基盤を構築するためには、経常収入の増加と経常支出の削減の取り組みへの不断の努力と継続が必要である。」とし、「令和4年度は、歳入で市税が増加するものの、一般財源は令和3年度予算と比べて大幅に減少することが予測され、歳出で社会保障関係費や公債費、設定済みの債務負担行為に係る事業の増加が見込まれることなどにより、経常的経費が令和3年度予算と比べて増加することが予測される。また、公共施設の老朽化対策等の臨時的事業の財源も確保しなければならず、財源を適切に配分するためには、事務事業の廃止・休止を含め、前例にとらわれず積極的に経費の見直しを行い、目的達成の効果や効率、重要度を見極める必要がある。」としている。

(3) 令和3年度の人事院勧告(報告)は、国家公務員給与が民間給与を19円上回ったが、この較差が小さく、棒給表及び諸手当の適切な改訂を行うことが困難であることから、月例給の改定は行わないこととした。

東京都人事委員会勧告(報告)は、東京都職員給与が民間給与を103円上回ったが、公民較差は小さく給与はおおむね均衡している状況にあることから、例月給の改定を見送ることとした。

期末手当及び勤勉手当については民間の支給割合に見合うよう国が0.15月分、東京都が0.1月分引き下げる勧告となった。

(4) 平成3年11月における本市の特別職報酬額の現状を、多摩26市と高額順に単純比較してみると、市長13位、副市長12位、教育長12位、議長14位、副議長13位、議員14位となっている。

また、産業構造、財政規模、人口等で同規模の類似団体6市(東久留米市、武蔵野市、昭島市、小金井市、国分寺市、多摩市)での比較では、市長3位、副市長3位、教育長4位、議長3位、副議長3位、議員3位という状況となっている。

5 審議会での議論

審議会では、①特別職の職責・役割②これまでの経緯③市の財政状況④近隣各市及び類似団体の状況、等を勘案し、それらを⑤長期的な観点も含めて検討した。

(1) 特別職の職責・役割

- ・平成12年の地方分権一括法の施行により自治体独自の事務が増え、その役割が大きく変わったことから、特別職の職責は大きく増大している。
- ・優秀な人材に特別職としてその能力を存分に発揮してもらうことは、まちの発展のために重要である。市民の負託に応える成果を得るために、報酬額を相応の水準と

するという考え方もある。

- ・特別職の職責、役割が重くなれば、それに伴い一般の職員の職責、役割も重くなっていると考えられる。ついては一般の職員の給与がどのように推移しているかも踏まえて議論すべきである。

(2) これまでの経緯

- ・審議会の答申を受けての関係条例の改正は平成10年以降行われていない。
- ・一般の職員の給与は東京都人事委員会勧告に即して推移しており、直近で審議会が開催された平成15年と比較した場合、おおよそ2.4%減少している。
- ・特別職の報酬のうち議員の期末手当については多摩26市で最も多い支給月数である5.0月が条例において定められているが、直近の過去10年において議員提出による特例条例により4.450月から4.650月までの間へと支給月数が削減されている。

(3) 市の財政状況

- ・生産年齢人口世代の減少による市民税の減収や公共施設の老朽化対策等の臨時的事業の財源を確保する必要があり、市の財政状況は引き続き厳しい状況にある。

(4) 近隣各市及び類似団体の状況

- ・特別職のうち市長、副市長、教育長については行政職のトップであることから、自治体においてその役割が大きく異なるということはない。ついては周辺市との均衡というものを踏まえて検討する必要がある。
- ・多摩26市においては人口規模と各市の特別職の給与にはある程度の相関があると考えられる。
- ・東久留米市の特別職の給料、報酬の月額が多摩26市各市と比較して高いとは言えない。

(5) その他の視点

- ・平成15年を最後に審議会が開かれてこなかった。この間、議員提案による特例条例等でバランスを図ってきたようだが、審議会を定期的開催し、その報酬額が妥当なものか市民の意見を聞くべきである。
- ・東久留米市の政務活動費は多摩26市と比較しても極端に低いことから検討が必要である。
- ・付帯意見として前回の答申でも述べられていた議員の定数についても、東久留米市における中長期的な人口の減少あるいは生産年齢人口の減少に伴う税収の減少等についてシミュレートし、検討されることが望ましい。

6 結論（特別職報酬等の適正額について）

以上

附帯意見